

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	該当条項		
1	アイリスチトセ株式会社 中部支店 支店長 板津 研也 名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー 11F	札幌市内ほか5件の工事において建設業法第26条第2項の規定に違反し監理技術者を配置しなかったことにより、令和6年7月26日付で宮城県知事から営業停止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 行政処分を知った日から (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	要領別表第11項第2号 運用基準第6条第7条	1か月 令和6年9月10日～ 令和6年10月9日	物品の買入れ・委託業務等 (学校教材等、文房具・事務用機器、電気製品、寝具・室内装飾・家具、厨房機器、医療・理化学・計測機器、スポーツ用品)